

調査結果 5 補助制度（平成 20 年度）

5.1 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

事業名	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業
対象者・要件	<p>次の条件を満たす共同研究等を希望する民間企業、各種団体等（地方公共団体を含む）提案者／申請者の準備する場所において、太陽電池の合計出力、インバータ出力が 4kW 以上で、以下の表に示す何れかに該当するシステムを導入する具体的な計画を有していること。</p> <p>上記計画は、[1]平成 21 年 3 月 19 日（木）または、平成 22 年 3 月 19 日（金）の期日までにシステム設置（共同研究業務実績報告書及び助成金助成事業実績報告書の提出）が可能であること。</p> <p>一時的に全額事業費の立て替え払いをする用意があること。</p> <p>共同研究業務及び研究助成事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金・設備等について十分な管理能力を有していること。</p> <p>共同研究業務及び研究助成事業を実施する上で必要な措置を適切に遂行できる体制を有すること。</p> <p>* 新型モジュール採用型（4kW 以上）、建材一体型（4kW 以上）、新制御方式適用型（4kW 以上）、小規模多数連系システム採用型（3kW 以下）、但し、2 システム以上</p>
補助率、融資金額・率	<p>共同研究：事業対象経費の 1/2</p> <p>研究助成：事業対象経費の 1/2 以内【但し、上限額（計測費用を除く）を設定】</p>

事業名	太陽熱高度利用システムフィールドテスト事業
対象者・要件	<p>次の条件を満たす共同研究等を希望する民間企業、各種団体等（地方公共団体を含む）</p> <p>a) 提案者／申請者の準備する場所において、太陽集熱器の合計面積（有効集熱面積）が 20m² 以上で、以下の表に示す何れかに該当するシステムを導入する具体的な計画を有していること。</p> <p>b) 上記計画は、[1]平成 21 年 3 月 19 日（木）または、平成 22 年 3 月 19 日（金）の期日までにシステム設置（共同研究業務実績報告書及び助成金助成事業実績報告書の提出）が可能であること。</p> <p>c) 一時的に全額事業費の立て替え払いをする用意があること。</p> <p>d) 共同研究業務及び研究助成事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金・設備等について十分な管理能力を有していること。</p> <p>e) 共同研究業務及び研究助成事業を実施する上で必要な措置を適切に遂行できる体制を有すること。* 共同研究（新技術適用型、新分野拡大型、魅力的デザイン適用型）、研究助成（最適化・標準化推進型）</p>
補助率、融資金額・率	<p>共同研究：事業対象経費の 1/2</p> <p>研究助成：事業対象経費の 1/2 以内【但し、上限額（計測費用を除く）を設定】</p>

事業名	風力発電フィールドテスト事業（高所風況精査）
対象者・要件	<p>次の から までの条件を満たす、民間企業・各種団体等（地方公共団体等）具体的な高所風況精査の共同研究計画を有していること。</p> <p>共同研究を円滑に実施しうる財政基盤を有すること。とくに、必要な事業費を一時的に全額負担する用意があること。</p> <p>共同研究を適切に実施できる体制を有し、資金及び設備について十分な管理能力を有していること。</p> <p>各共同研究事業者において、2 基以上の風況観測機器による観測が可能であること。風況観測機器の設置場所を確保していること。</p>
補助率、融資金額・率	1/2 相当

事業名	地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業
対象者・要件	<p>民間企業、地方公共団体等の法人</p> <p>ユーザー系熱利用システムフィールドテスト：実用化事例はあるものの十分に普及していない技術事例のうち、特に普及が見込まれる分野において、可能な限りエネルギー利用をはかった場合における運転データの収集・分析・公表を行うものです。エネルギーの転換から利用までを含めた技術の提案として以下の4分野を指定します。「バイオマス直接燃焼システム」「木質系バイオマスガス化システム」「食品系バイオマスエネルギー化システム」「燃料化システム（木質・食品廃棄物・畜ふん・汚泥等）」</p> <p>新規エネルギー利用技術フィールドテスト：バイオマスエネルギー利用のさらなる促進のため、新規技術の実証や既存システムの適用分野拡大、低コスト化・高効率化等によるシステム採算性の改善などを目的として、実フィールドにおいて継続的に運用し、運転データの収集・分析を行うものです。</p>
補助率、融資金額・率	共同研究に関する NEDO 技術開発機構の負担率は 1/2 とし、実証実施期間は 3 年（設備設置は原則 1 年以内）とします。

事業名	地域新エネルギービジョン・省エネルギービジョン策定等事業
対象者・要件	<p>地域エネルギービジョン：地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る法人</p> <p>重点テーマに係る詳細ビジョン：地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る法人、事業化フェジビリティスタディ調査：当該事業を実施する者</p> <p>【重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査】</p> <p>地域特性を踏まえた新エネルギー・省エネルギーの導入・普及のための「重点テーマ」について、具体化の検討を行います。</p> <p>【事業化フェジビリティスタディ調査】</p> <p>地方公共団体等が計画している新エネルギー・省エネルギーの導入・普及に係る「プロジェクト」で、特にモデル性の高い重要なものの事業化調査を行う。</p>
補助率、融資金額・率	定額

事業名	地域新エネルギー等導入促進事業
対象者・要件	<p>< 地方公共団体の場合 ></p> <p>地方公共団体が実施する新エネルギー等設備導入事業、地方公共団体が自ら行う事業、地方公共団体の出資に係る法人が行う事業（原則、出資比率が 25% 以上）、PFI 事業による新エネルギー等導入事業（BT0 方式に限る）上記の新エネルギー設備導入事業に関して地方公共団体が実施する普及啓発事業。普及啓発事業のみは対象とならない。</p> <p>< 非営利民間団体の場合 ></p> <p>特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない民間団体等が、営利を目的とせず自ら行う新エネルギー等設備導入事業、上記の新エネルギー等設備導入事業に関して、非営利団体が実施する普及啓発事業。普及啓発事業のみは対象とならない。</p> <p>新エネルギー</p> <p>：太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、水力発電（1,000kW 以下）地熱発電（バイナリーサイクル方式）</p> <p>革新的なエネルギー高度利用技術</p> <p>：天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車</p>
補助率、融資金額・率	<p>1) 新エネルギー等設備導入事業：1/2 以内又は 1/3 以内</p> <p>2) 新エネルギー等普及啓発事業：地方公共団体等の場合は定額、非営利民間団体等の場合は 1/2 以内、上限額が設定されております。</p>

事業名	新エネルギー等非営利活動促進事業
対象者・要件	特定非営利活動法人（NPO 法人）、公益法人その他の法人格を有する民間団体、および 10 人以上の構成員で活動している任意団体で定款に準ずる書類を整備している民間団体。営利を目的としない民間団体等が営利を目的とせず新エネルギー又は省エネルギーに係わる普及啓発を実施する事業。
補助率、融資額・率	(1)補助率：1/2 以内（上限 2 千万円/件） (2)事業期間：1 年間

事業名	新エネルギー等事業者支援対策事業
対象者・要件	<p>先進的な新エネルギー等利用設備であって、交付要件、規模要件等を満たす設備を導入する事業が補助の対象となります。バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水力発電、地熱発電に関する新エネルギー利用等の設備導入事業を行う民間事業者が対象となります。</p> <p>【バイオマス発電】</p> <p>1. 通常地域</p> <p>(1)バイオマス依存率：60%以上</p> <p>(2)発電効率等 蒸気タービン方式（発電出力 1 万 kW 以上：発電効率 20%以上・発電出力 1 万 kW 未満：発電効率 10%以上） その他発電方式（発電効率：25%以上・発電出力：50kW 以上）</p> <p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）</p> <p>規模要件なし。ただし、バイオマス依存率：60%以上。</p> <p>【バイオマス熱利用】</p> <p>1. 通常地域</p> <p>(1)バイオマス熱供給設備（バイオマス依存率：60%以上、バイオマスから得られ、利用される熱量：1.26GJ/h(0.3Gcal/h)以上。ただし、バイオマス利用型製造設備（製鉄工程やセメントの製造工程に熱利用を行うもの）については、下記の要件とする。熱利用量：炉 12.56GJ/h(3Gcal/h)以上、セメントキルン 25.12MJ/t(6,000kcal/t)以上)</p> <p>(2)バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備：ガスエンジン、ガスタービン、蒸気タービン等で熱と電気を利用するシステムであって、以下の要件を満たすもの。バイオマス依存率：60%以上、発電出力：50kW 以上、省エネ率：10%以上。</p> <p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）</p> <p>規模要件なし。ただし、バイオマス依存率：60%以上。</p> <p>【バイオマス燃料製造】</p> <p>1. 通常地域</p> <p>(1)メタン発酵方式（ガス製造量：300Nm³/日以上、発熱量：18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上) (2)メタン発酵方式以外（バイオマス依存率：60%以上、エネルギー回収率：50%以上、発熱量：固形化 12.56MJ/kg(3,000kcal/kg)以上・液化 16.75MJ/kg(4,000kcal/kg)以上・ガス化 4.19MJ/Nm³(1,000kcal/Nm³)以上)</p> <p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）</p> <p>(1)メタン発酵方式（規模、効率要件なし）(2)メタン発酵方式以外（バイオマス依存率：60%以上、エネルギー回収率：50%以上)</p> <p>【水力発電】 発電出力 1,000kW 以下</p> <p>【地熱発電】 バイナリーサイクル発電方式に限る。</p>
補助率、融資額・率	補助対象経費の 1/3 以内。補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。ただし、1 件当たりの年間の補助金額の上限額は、10 億円とします。

事業名	中小水力発電開発費補助金補助事業
対象者・要件	<p>一般電気事業者、公営電気事業者等卸供給事業者、卸電気事業者、特定規模電気事業者、特定電気事業者、自家発電所を設置する者 揚水式を除く一般水力発電のうち、以下の1]又は2]を行う事業に対して補助金を交付します。</p> <p>水力発電施設の設置等事業</p> <p>1]出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の設置を行う事業 2]出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の改造を行う事業</p> <p>ダムの改造であって、貯水池又は調整池の有効容量の変更を伴い、出力又は発電電力量を増加させるもの。取水設備、導水路、水圧管路又は放水路の改造であって、通水容量の変更を伴い、出力又は発電電力量を増加させるもの。水車又は発電機の改造であって、20%以上の出力の変更を伴うもの又は施設の所有者若しくは管理者その他の責に帰すことができない事由による損壊(以下、「天災事由による損壊」という。)の復旧に伴い、100kW以上の増出力を伴うもの。貯水池又は調整池の改造であって、有効容量の変更を伴い、出力又は発電電力量を増加させるもの。</p> <p>水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業 出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の設置又は改造に当たり新技術の導入を行う事業。</p>
補助率、融資金額・率	<p>水力発電施設の設置等事業</p> <p>a.5,000kW以下(20%を限度) b.5,000kW超30,000kW以下(10%を限度) c.増加後の出力が5,000kW以下(20%を限度) d.増加後の出力が5,000kW超30,000kW以下(10%を限度)</p> <p>水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業 新技術を導入した部分(50%を限度とする)</p>

事業名	地熱発電開発費補助金補助事業
対象者・要件	<p>地熱発電施設の設置又は改造に係る事業であって、調査井又は地熱発電施設の設置事業を行おうとする者</p> <p>調査井事業：坑井掘削、坑井内調査及びこれらの事業に附帯する工事 地熱発電施設設置事業 坑井掘削、蒸気配管等施設、発電機等設置、熱水供給施設設置事業およびこれらの事業に附帯する事業。* NEDO 技術開発機構の地熱発電開発費補助金は、経済産業省が定めた地熱発電開発費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地熱発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。</p>
補助率、融資金額・率	調査井事業：1/2 以内、 地熱発電施設設置事業：1/5 以内

事業名	地熱開発促進調査 調査C
対象者・要件	<p>地熱発電計画を有する事業者又は地方公共団体(地方公共団体が主体の第三セクターを含む)を対象とします。</p> <p>資源量や地質構造等に関する情報が不足し、その探査リスクが地熱発電事業を進める上で障害になっている事業で、事業計画の内容が具体的かつ適切である事業を対象とします。また、関係する許認可の取得見込みがあり、地権者・周辺温泉事業者等の同意が得られるなど、立地環境上の課題が発電事業を進める上で障害とならないことが確認できる事業を対象とします。</p>
補助率、融資金額・率	-

事業名	エネルギー使用合理化事業者支援事業
対象者・要件	<p>A. 省エネ設備設置に係るもの（直接 NEDO に申請する省エネ事業）：全業種を対象</p> <p>【単独事業】 既設の工場・事業所における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるもの及び相当程度大きい省エネルギー効果、波及効果等が見込まれる大規模な設備を導入するもの。</p> <p>【連携事業】 単独事業者または複数事業者による複数の既設の工場・事業所間における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、対象となる工場、事業場全体での省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるもの。</p> <p>B. 高効率省エネ機器等の設置に係るもの（運輸関連他の認定機器）：運輸関連事業 船舶：海上運送事業用船舶への省エネ設備・技術の導入事業、自動車：旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者の保有する貨物自動車への省エネ機器の導入事業</p> <p>トラクターミナルの設備：トラクターミナルや荷さばき所などの物流拠点施設における設備等を省エネ化する事業、営業倉庫：倉庫業者の事業所に設置されている機器を省エネ機器に代替する事業</p> <p>EMS（エコドライブ管理システム）：貨物自動車運送事業者に EMS 用機器をリースし、EMS を実施させる事業、自動車運送事業者等が自ら EMS 用機器を導入し、EMS を実施する事業</p> <p>機関車・旅客車両：現在使用している機関車、旅客車両を省エネ型機関車、旅客車両へ代替する事業</p> <p>タクシー：タクシー事業者等の位置情報を利用した運行管理システム他による省エネ事業</p> <p>グリーン物流：荷主と物流事業者のパートナーシップにより省エネを図る事業</p> <p>航空関連設備：航空機の運航を支援する空港内事業者等の GPU（航空機用地上動力設備）及び GSE（Ground Support Equipment）導入による省エネ事業</p> <p>高効率暖房機：施設園芸における暖房機を高効率暖房機に代替する事業またはヒートポンプを導入する事業</p> <p>漁業における省エネルギー設備等：漁船における省エネルギー設備等の導入事業</p>
補助率、融資額・率	<p>A. 省エネ設備設置に係るもの（直接 NEDO に申請する省エネ事業）</p> <p>【単独事業】 一般事業 1/3（補助金の上限額：5 億円/事業） 大規模事業 1/3（補助金の上限額：15 億円/年度）</p> <p>【連携事業】 単独事業者（工場間連携）1/3 （補助金の上限額：5 億円/事業、大規模事業は 15 億円/年度） 複数事業者（事業者間連携）1/2 （補助金の上限額：15 億円/年度）</p> <p>B. 高効率省エネ機器等の設置に係るもの（運輸関連他の認定機器） 1/3（補助金の上限額：5 億円/事業）</p>

事業名	エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業（建築物に係るもの） 【総合省エネ連携・建築物】
対象者・要件	既築、新築、増築又は改築の民生用建築物等に省エネルギーシステムを導入する事業及びその事業に関する広報普及活動を実施するエネルギー供給事業者、地方公共団体及び建築主（所有者）等。シェアード ESCO 事業の場合は、シェアード ESCO 事業者を、リースを利用する場合にはリース事業者を、共同申請者とする。
補助率、融資額・率	1) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業 補助対象経費の 1/2 以内 2) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業 定額（複数年度にわたって行う場合の補助金合計額の上限を 3 百万円とする。）

事業名	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの） 【高効率システム・住宅】
対象者・要件	当該システムを新築、既築、増築又は改築の住宅に導入する際の住宅の建築主、及び断熱改修する住宅の所有者でその住宅に常時居住する方。
補助率、融資額・率	1/3（太陽光等発電システムについては、太陽光等発電システム以外の補助金の 1/4 が上限）

事業名	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの） 【高効率システム・建築物】
対象者・要件	住宅・建築物高効率エネルギーシステム（空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成。以下「当該システム」という）を既築、新築、増築及び改築の民生用の建築物 *注 1 に導入する際の建築主等（所有者）、ESCO（シェアードセービングス）事業者、リース事業者。ESCO 事業者が申請する場合は、ESCO 事業者と建築主との共同申請とする。またリース等を利用する場合は、リース事業者等を共同申請者とする。
補助率、融資額・率	1/3 以内

事業名	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（BEMS 導入支援事業） 【高効率システム・BEMS】
対象者・要件	BEMS を既築、新築、増築及び改築の民生用の建築物に導入する際の建築主等（所有者）、ESCO（シェアードセービングス）事業者、エネルギー管理事業者、リース事業者。ESCO 事業者が申請する場合は、ESCO 事業者と建築主との共同申請とする。またリース等を利用する場合は、リース事業者等を共同申請者とする。
補助率、融資額・率	1/3 以内。1 件当たりの上限は 1 億円。ただし、経費区分（設計費、設備費、工事費、諸経費）のうち工事費への補助金の上限は、[1]2,700 万円、[2]機器の製造・購入等に要する費用の 35%、[3]実際の工事費のいずれか最小額の 1/3 とする。

5.2 経済産業省

事業名	新エネルギー等事業者支援対策事業
対象者・要件	先進的な新エネルギー等利用設備であって、交付要件、規模要件等を満たす設備を導入する事業が補助の対象となります。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、雪氷熱利用に関する新エネルギー利用等の設備導入事業を行う民間事業者が対象となります。
補助率、融資額・率	-

事業名	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業
対象者・要件	1)一般枠 自らがバイオマス等のエネルギー利用に係る事業化を将来的に展望する民間企業、地方公共団体、地方公共団体が出資・出捐を行う法人、公益法人、特定非営利活動法人、法人格を有する協同組合が対象となります。 2)バイオスタウン枠 バイオスタウン構想を公表済み、若しくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展望している市町村等が対象
補助率、融資額・率	定額(1,000万円を上限)

事業名	天然ガス広域パイプライン整備需要顕在化可能性調査事業
対象者・要件	天然ガスの未普及地域において天然ガスパイプライン整備に資する需要顕在化を将来的に展望している民間企業、地方公共団体、地方公共団体が出資・出捐をおこなう法人、公益法人、特定非営利活動法人、法人格を有する協同組合のうち以下の要件を満たす者が対象となります。 当該事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。 当該事業に係る経理その他の事務についての確な管理体制・処理能力を有すること。 当該事業に係る評価解析及び普及促進を行いうる能力を有すること。 *転換前対象燃料(原油換算 50kl/年以上)を使用する工業炉、ボイラ、乾燥炉、焼却炉、冷温水機、自家発電設備等の燃焼設備を撤去または改造し、天然ガスを主原料とするガス燃焼へ転換した事業で、費用対効果が優れていると認められるもの。原則単年度事業。ただし、事業完了後1年間のデータ提出が必要。
補助率、融資額・率	補助率：1/2(予算総額：15,998千円の範囲内)

事業名	グリーン・サービサイジング事業
対象者・要件	民間法人、NPO、市民団体等であって、国・地方公共団体は除きます。具体的には、民間法人、民間法人の連携組織又はNPO等の市民団体が事業主体となり得ます。また、本事業の遂行のために組織される団体も対象となり得ますが、次年度以降においても引き続き本事業を継続することを意図した団体であることが必要です。 「グリーン・サービサイジング実証事業」では、事業主体の実施するグリーン・サービサイジングビジネスの事業競争力を高め、横展開を加速するためのコンサルティングの依頼や事業拡大に必要な環境負荷低減効果の評価に資するシステム構築等を支援の対象とします。公募の対象となる事業は、「従来型の『モノの販売』ではなく、より環境負荷低減効果の高い『機能の提供』を目指すグリーン・サービサイジングビジネス」であって、市場規模の拡大を見込める可能性の高い先導的なビジネス」の支援という実証事業の趣旨に合致する事業です。
補助率、融資額・率	委託金額は、1件あたり1,000万円～1,300万円程度(税込み)

5.3 環境省

事業名	業務部門対策技術率先導入補助事業
対象者・要件	<p>地方公共団体、公共・公益サービス事業主体等の設備整備を行う民間団体等、地方公共団体の施設にシェアード・エスコを用いて省エネ設備を導入する民間団体等</p> <p>(1)実行計画に基づいた地方公共団体施設への代エネ・省エネ設備の導入 太陽光発電(20kW以上) 燃料電池(1kW以上で、発電効率が30%以上(低位発熱量基準)) バイオマス熱利用(バイオマス利用率が80%以上で、二酸化炭素削減率が15%以上) バイオマス燃料製造(バイオマス利用率が80%以上で、二酸化炭素削減率が50%以上) バイオエタノール利用(二酸化炭素削減率が10%以上) 地中熱利用(ヒートポンプの加熱能力が50kW以上) 小水力発電(発電出力が1,000kW以下) ~ の事業と同等以上の二酸化炭素削減効果を有する設備であり、二酸化炭素削減率が10%以上、二酸化炭素削減費用が1万円/t-CO₂以下) 省エネルギー設備(建物全体の省CO₂化を図るもの、または新規性の高い省CO₂設備を一斉導入するもの。CO₂削減率が10%以上で、CO₂削減費用が1万円/t-CO₂以下)</p> <p>(2)公共・公益サービス施設等への率先的な代エネ・省エネ設備等の導入 環境自主行動計画が策定されている業種で、業界の目標値よりも高い二酸化炭素排出削減目標を達成するために、先進的な代エネ・省エネ設備を導入する事業。または、環境自主行動計画が未策定の業種で、独自のCO₂削減計画等を策定し、それに従って設備整備を行う事業。</p> <p>(3)地方公共団体の施設へのシェアード・エスコ事業 Shared Savings ESCO 事業により、高い水準で地方公共団体等の設備の省エネ化を図る民間事業者に対して、省エネ設備の導入等に必要となる費用の一部を支援します。</p>
補助率、融資額・率	1/2。事業の補助下限額は600万円。

事業名	地域協議会民生用機器導入促進事業
対象者・要件	<p>民間団体(地域協議会の構成員)</p> <p>高断熱住宅等へのリフォーム、省エネ設備の大規模導入、民生用バイオマス燃料燃焼機器、民生用小型風力発電システム、民生用小型燃料電池システム、小水力発電システム。具体的な施設整備等の事業対象は一般家庭、民間事業者等であるため、地域協議会には、事業の取りまとめの役割が期待されています。</p>
補助率、融資額・率	総事業費の2/3

事業名	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業
対象者・要件	<p>民間団体</p> <p>自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、省エネ等によるCO₂排出抑制設備導入への補助を行います。補助申請に当たっては、目標とする削減量を申告していただき、補助の費用効率性が高い(tCO₂削減当たりの補助金額が少ない)事業者を優先的に採択することを原則とします。補助事業者には、2008年度において設備を整備して頂くとともに、基準年度の排出量(2005~2007年度の平均)を算定し、第三者による検証を受けていただきます。2009年度においては、整備した設備を活用し、排出削減に取り組んでいただきます。2009年4月に、補助事業者には「基準年度排出量-排出削減予測量」の排出枠が交付され、これは取引可能なものです。2009年度終了後、補助事業者は、2009年度のCO₂排出量を算定し、第三者の検証を受けていただきます。補助事業者は、2009年度の排出量実績に応じた排出枠を環境省に提出いただく必要があります。排出枠の提出量が足りない場合には、その割合に応じて補助金を返還いただく場合があります。提出する排出枠としては、他社から移転した排出枠や、CDM・JIによるクレジット(CER・ERU)を使用することが可能です。</p>
補助率、融資額・率	総事業費の2/3

事業名	地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業
対象者・要件	民間団体 本格的なビジネス展開を図るにあたって核となる技術に係る施設設備、地域パイロット事業
補助率、融資額・率	総事業費の 1/2

事業名	再生可能エネルギー導入加速化事業
対象者・要件	再生可能エネルギーの導入を行う民間団体、再生可能エネルギーの導入支援を行う地方公共団体 地域への集中的な再生可能エネルギー導入のための設備整備事業、地方公共団体による住宅への再生可能エネルギーの導入支援事業
補助率、融資額・率	総事業費の 1/2

事業名	メガワットソーラー共同利用モデル事業
対象者・要件	民間団体（地域での共同利用を前提としたメガワットソーラー整備事業者） 地域での共同利用を前提とし、メガワットソーラーを導入し、事業化を図ろうとする事業者を募集し、導入する太陽光発電システム整備に対して補助します。
補助率、融資額・率	40万円/kWを上限とする定額補助

事業名	エコ燃料利用促進補助事業
対象者・要件	民間団体等 【事業の例】 (1)バイオエタノール製造事業 廃棄物として処分されていたバイオマス資源など、地域に存在するバイオマスを有効活用したバイオエタノール製造設備を整備する事業。 (2)バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業 ガソリンなどの販売店に燃料を供給する卸事業者等が行うバイオエタノール混合ガソリン製造施設（バイオエタノール貯蔵設備、混合設備等）の整備や、ガソリン等販売店が行うバイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）を行う事業。 (3)バイオディーゼル燃料（BDF）製造事業 廃食用油などから製造されるバイオディーゼル燃料（BDF）について、適正な品質による製造・供給を促進するため、一定の性能を有するBDF製造設備を整備する事業。
補助率、融資額・率	総事業費の 1/2

事業名	省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業
対象者・要件	民間団体 既存の冷凍装置を更新する際、あるいは新設する際に省エネ自然冷媒冷凍装置を導入する事業
補助率、融資額・率	自然冷媒冷凍装置の導入費用とフロン冷媒冷凍装置導入費用の差額の 1/3 を補助

事業名	地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業
対象者・要件	地方公共団体 学校の改修、代替エネルギーの活用設備の導入等
補助率、融資額・率	総事業費の 1/2

事業名	低公害車普及事業
対象者・要件	地方公共団体等 地方公共団体等による車両総重量 3.5t 超の低公害車（公営バスを除く）導入、地方公共団体等による次世代低公害車（燃料電池自動車、DME 自動車、水素自動車）導入
補助率、融資額・率	総事業費の 1/2（低公害車については、通常車両との差額の 1/2 を補助）

事業名	自動車省 CO ₂ 対策推進事業
対象者・要件	運輸事業者等 事業者が作成した計画に基づき、燃費基準適合かつ排出ガスの最新規制適合車を購入するもの
補助率、融資額・率	通常車両価格との差額の 1/2

事業名	コベネフィット CDM モデル事業
対象者・要件	民間団体。温室効果ガス削減と公害対策に資するコベネフィット CDM モデル事業
補助率、融資額・率	初期投資費用の 1/2

事業名	低炭素社会モデル街区形成促進事業【補助・委託】
対象者・要件	街区開発を行う民間団体等 (1)モデル街区内おける都市の省 CO ₂ 化に資するヒートアイランド対策の導入事業 (2)CO ₂ 削減に要する追加的設備の整備
補助率、融資額・率	総事業費の 1/2

事業名	エコポイント等 CO ₂ 削減のための環境行動促進モデル事業
対象者・要件	民間団体、地域協議会 全国型の場合は民間団体、地域型の場合は民間団体または地域協議会が実施するエコポイント等を付与し、経済的なインセンティブとして還元するシステムの構築及びモデル事業の実施
補助率、融資額・率	-

事業名	地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業【委託・交付金】
対象者・要件	民間の知恵と活力が発揮され、先端的な環境経営や地域の活力向上と相まって、地球温暖化防止に資する設備投資等に対して、低利の融資を、民間金融等を通じて実施するための支援を行います。
補助率、融資額・率	以下の、を行う機関に対して、通常の金利で貸し付けた場合の利子収入との差額の 1/2（1%分を上限とする）について、交付金事業により低利の融資を行います。 地方公共団体から、出資等の関与を受けつつ、地域推進計画の実施及び地域再生に資する事業に対して低利融資を行う機関 環境省と協定を結び、地域の温室効果ガス削減に資する低利融資を行う機関

事業名	低炭素地域づくり面的対策推進事業
対象者・要件	民間団体。地球温暖化対策地域協議会において、集約型都市構造に向けた CO ₂ 排出量削減シミュレーション・自動車交通需要を抑制するための施策、事業所・集客施設と交通事業者の連携による公共交通の利用の促進策、自然・未利用・再生可能エネルギーの活用等について協議を行い、民間事業者等が削減シミュレーションを実施し、実効性の高い CO ₂ 削減目標を掲げた低炭素地域づくり計画を策定します。
補助率、融資額・率	-

事業名	省エネ製品買換え促進事業
対象者・要件	<p>民間団体</p> <p>(1)省エネ製品への買換え促進事業 流通及びメーカー等と連携して、省エネ製品への買換えが温暖化防止対策として有効であることを伝えるキャンペーンを店頭等で展開する。 省エネ製品への関心を持った消費者層に対して、その関心を実際の買換え行動に結び付けるために、省エネ製品への買換えによる CO₂ 削減効果を分かりやすく伝えるためのシステムを構築し、各店舗に配布する。 省エネ製品の普及マニュアル等の作成やシンポジウムの開催等により、省エネ製品の販売技能の向上を図る。</p> <p>(2)ビルの省エネ照明化促進事業 オフィスビル等の管理者に対して、省エネ型の照明器具に買換えるメリットと、ランニングコストの低減による初期投資額の回収時期等について、商品事例等を盛り込んだパンフレット等を作成・提供し、省エネ照明への買換えマインドを高める。 省エネ照明を率先して導入する企業の取組を広く紹介することなどを通じて、企業間の競争意識を創出し、省エネ照明への買換えを推進する。</p>
補助率、融資額・率	-

事業名	エコ住宅普及促進事業
対象者・要件	<p>民間団体</p> <p>既設住宅のエコ住宅（省 CO₂ 性能の高い住宅）化を全国的に拡大普及するため、地域性、経済性を考慮したエコリフォーム簡単ガイドブックの作成等エコリフォームの普及啓発手法を確立し、地球温暖化対策地域協議会を活用して普及啓発する事業を実施します。</p>
補助率、融資額・率	-

事業名	ソーラー・マイレージクラブ事業
対象者・要件	<p>地域協議会、民間団体</p> <p>家庭部門における CO₂ 削減を奨励する普及啓発事業 太陽光発電システム等を導入した住宅における CO₂ 削減に関するデータを収集、解析等を行う普及促進情報整備事業</p>
補助率、融資額・率	-

事業名	二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業
対象者・要件	<p>民間企業</p> <p>二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境影響評価手法の低コスト化・高度化に関する技術開発、二酸化炭素海底下地層貯留に係るモニタリング手法の低コスト化・高度化に関する技術開発、わが国における CCS の導入可能性調査</p>
補助率、融資額・率	-

事業名	船舶の省 CO ₂ 対策の推進に向けたモデル事業
対象者・要件	<p>民間団体。実運航を想定した海象・運航状況における船舶の燃費評価指標を開発するとともに、実船試験による精度検証を行い、その信頼性を確保します。船舶を建造しようとする海運事業者及び造船事業者は、開発された燃費評価に基づき、設計の検討段階において船舶の燃費性能の評価を行い、より燃費性能に優れた船型を選択します。</p>
補助率、融資額・率	-

事業名	環境的に持続可能な交通（EST）の実現に向けたモデル事業
対象者・要件	民間団体 EST モデル事業における普及啓発活動 EST モデル事業による CO ₂ 排出削減効果調査
補助率、融資額・率	-

事業名	地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）【委託・補助】
対象者・要件	民間企業、公的機関、大学等 (1)省エネ対策技術実用化開発【委託】(重点テーマ)「家庭・業務部門における消費エネルギーの低減のための省 CO ₂ 化システムに係る技術開発」 (2)再生可能エネルギー導入技術実用化開発【委託】(重点テーマ)「バイオマス資源総合活用システムに係る技術開発」 (3)都市再生環境モデル技術開発【委託】(重点テーマ)「分散型エネルギーや未利用エネルギーをネットワーク化し、都市全体での効率的な利用を実現する都市システム技術に係る開発」 (4)循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発【委託】(重点テーマ)「中小規模都市ごみ発電分野におけるガス化改質発電技術の開発・実証」 (5)製品化技術開発【補助】: 技術開発委託事業の成果等により、実用化が十分に期待できる地球温暖化対策技術の製品化のための技術開発を行います。
補助率、融資額・率	(1)～(4)は国からの委託事業、(5)は総事業費の 1/2 補助

事業名	コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動促進事業
対象者・要件	事業者がコミュニティ・ファンド等から環境面等の評価を受け、当該評価を活用しつつ、地域住民等ステークホルダーと協議しつつ、事業計画を見直していく作業についてモデル事業として支援を行う。
補助率、融資額・率	-

事業名	環境配慮型経営推進事業に係る利子補給事業
対象者・要件	2008 年 9 月末まで：日本政策投資銀行、2008 年 10 月以降：民間金融機関 2008 年 9 月末まで、日本政策投資銀行が実施する「環境配慮型経営促進事業」の融資対象のうち、地球温暖化対策に関するもの。2008 年 10 月以降、民間金融機関が実施する企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング法等（日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」と同程度以上の手法による）により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う事業の融資対象のうち、地球温暖化対策に関するもの
補助率、融資額・率	-

事業名	街区まるごと CO ₂ 20%削減事業
対象者・要件	街区開発を行う民間団体 CO ₂ 削減に要する追加的設備の整備
補助率、融資額・率	総事業費の 1/2 補助

5.4 農林水産省

事業名	環境バイオマス総合対策推進事業
対象者・要件	民間団体 食料自給率の低い我が国において、地域に眠る未利用バイオマスの調査、シンポジウムの開催等による地域の関係者の意識改革、地域での農林水産業を通じた地球環境保全に関する取組により、食料と競合しない日本型バイオ燃料の生産拡大に向けた国民運動を展開します。
補助率、融資額・率	-

事業名	ソフトセルロース利活用技術確立事業
対象者・要件	民間企業、研究機関、農業団体、地方公共団体等 (1)ソフトセルロース系原料からバイオ燃料を製造する実証設備を整備し、原料の収集・運搬、バイオ燃料製造、自動車等の走行の技術実証に対する支援を行います。 バイオ燃料製造施設の整備 原料の収集・運搬、バイオ燃料製造、自動車等走行の技術実証 (2)有識者委員会の運営及びモデル地区の管理:バイオ燃料製造等のバイオマス利活用に知見を有する民間団体において、モデル地区の選定及び管理を行います。具体的には、民間団体によるモデル地区の選定、管理、評価や地方公共団体等への情報提供に対して助成を行います。
補助率、融資額・率	(1) : 定額(1/2相当) (1) ・ (2) : 定額

事業名	地域バイオマス利活用交付金
対象者・要件	(1)ソフト支援(地域バイオマス利活用推進交付金):市町村、農林漁業者の組織する団体、第三セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人。 バイオマスタウン構想の策定 バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築 (2)ハード支援(地域バイオマス利活用整備交付金):都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第三セクター、消費生活協同組合、民間事業者等 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な堆肥化施設等の共同利用施設等の整備
補助率、融資額・率	1/2以内

事業名	バイオ燃料地域利用モデル実証事業
対象者・要件	地域協議会、バイオ燃料製造事業者・供給事業者等 バイオ燃料地域利用モデルの整備と技術実証への支援 バイオ燃料製造事業者・供給事業者、農業団体等からなる地域協議会における事業計画策定、バイオ燃料普及啓発等 バイオ燃料製造施設・供給施設の整備 バイオ燃料製造施設における技術実証
補助率、融資額・率	定額(施設整備は1/2相当)

事業名	日本型バイオ燃料生産拡大対策
対象者・要件	民間団体、地方公共団体等 地域における環境保全・バイオマス利活用に係る取組の一体的な推進 ソフトセルロースの収集・運搬から利用までの技術の確立 未利用森林資源をエネルギー利用するシステムの構築 未利用バイオマスの変換施設の整備 低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発
補助率、融資金額・率	定額、 ・ 1/2 以内

事業名	外食産業バイオマス利用実験事業
対象者・要件	民間団体等 地域実験モデルでの割り箸回収システムの構築：複数の市区町村をモデル区域とし、外食事業者、リサイクル事業者、市区町村、学識経験者等からなる地域協議会を設置し、割り箸の資源利用推進計画を策定し、割り箸の回収ボックスを配置し、木質ペレット製造施設や製紙工場及びエタノール製造施設等への効率的な運搬がなされるよう地域全体の回収システムを構築します。 地域実験モデルの検討及び成果等の普及：外食事業者、リサイクル事業者、学識経験者等からなる中央協議会を設置し、割り箸を中心に外食店舗の廃棄物に関する総合的な検討を行うとともに、地域実験モデルの結果を基に、シンポジウムの開催等を通じ、啓発活動を行います。
補助率、融資金額・率	定額

事業名	家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業
対象者・要件	民間団体等 家畜排せつ物メタン発酵等による産生物の農業生産活用モデルの整備 メタンガス利用コージェネレーションシステムを装備した省エネルギー温室の整備 消化液を肥料として有効活用するための土壌診断分析器や消化液散布機の導入 モデル実証地区における家畜排せつ物発酵等利用システムの利用可能性や温室効果ガス排出量削減効果についての検証
補助率、融資金額・率	1/2

事業名	地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業
対象者・要件	民間団体等 既存の機械装備や遊休農地を活用した菜種の低コスト生産技術 農業機械に適した性状を持つ廃食用油の収集技術及び BDF 製造技術 農業機械における BDF の長期安定利用技術と省エネ利用技術
補助率、融資金額・率	1/2 以内

事業名	省石油型施設園芸技術導入推進事業
対象者・要件	1 先進的省エネルギー加温設備等のモデル導入を支援 (1)先進的省エネルギー加温設備 木質バイオマス利用加温設備（木質ペレットを燃料とする温室用加設備） ハイブリッド加温設備（従来型とヒートポンプの組み合わせ） (2)高断熱被覆設備： 高断熱エアークラス・ 三層被覆設備 2 省エネ資材・設備の省エネ格付の取組を支援
補助率、融資金額・率	1 の場合 1/2、2 の場合定額

事業名	土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業
対象者・要件	民間団体 稲わらを原料とした堆肥ふくりと堆肥散布の省力化 稲わらすき込みから堆肥施用への転換促進の普及 新たなメタン発生抑制技術の確立・実証と全国規模の農地土壌炭素等の調査
補助率、融資額・率	の場合 1/2、 の場合 定額

事業名	地球温暖化に適応した安定的な農業生産技術等の実証・普及
対象者・要件	民間団体等 地球温暖化適応技術の導入・普及（メニュー例：水田作における温暖化適応策の導入・普及、果樹作における温暖化適応策の導入・普及、茶業における温暖化適応策の導入・普及、野菜作における温暖化適応作の導入・普及）
補助率、融資額・率	1/2

事業名	広域連携等バイオマス利活用推進事業
対象者・要件	食品事業者等 (1)食品廃棄物等バイオマスの利活用推進 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築 バイオマス利活用マニュアルの策定 バイオマスの生産・収集・運搬システム構築 バイオマスの変換技術・利用促進支援。 (2)バイオマスプラスチックリサイクル推進 バイオマスプラスチック購入 バイオマスプラスチックの啓発普及 バイオマスプラスチックのリサイクル実証試験・実証委員会の開催 その他本取組の推進に必要な事項
補助率、融資額・率	1/2 以内

事業名	バイオマスタウン形成促進支援調査事業
対象者・要件	民間団体 バイオマス利活用システム技術情報の提供、農村地域に適した経済的な小規模バイオマス変換システムの実証・普及、地域における人材の育成、バイオ燃料事業実施地区等のバイオマス利活用地区への支援
補助率、融資額・率	定額

事業名	地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発
対象者・要件	民間団体等 低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、バイオマスマテリアル製造技術の開発、バイオマス利用モデルの構築・実証・評価
補助率、融資額・率	-

事業名	省エネルギー技術導入促進事業
対象者・要件	民間団体等 バイオマス燃料自給型漁船の創出に向けた技術開発、水産業における省エネルギー技術の実証開発、衛星を利用した魚場探索技術の開発
補助率、融資額・率	1/2

5.5 国土交通省

事業名	新世代下水道支援事業 [リサイクル推進事業] (未利用エネルギー活用型)
対象者・要件	市町村
補助率、融資額・率	1/2

事業名	低公害車普及促進対策費補助金
対象者・要件	(1)一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者 他 (2)一般乗合旅客自動車事業者運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者 他
補助率、融資額・率	(1)補助金の車両本体価格の1/4以内。ただし、通常車両価格との差額の1/2を限度とする。CNG自動車への改造費の1/3以内。 (2)CNG車試行運行実験：補助対象経費の1/2以内

事業名	自動車グリーン税制
対象者・要件	自動車税のグリーン化・低燃費かつ低排出ガス車に係る自動車取得税の特例措置、ディーゼルトラック・バス等に係る自動車取得税の特例措置、最新排出ガス規制適合ディーゼル乗用車に係る自動車取得税の特例措置
補助率、融資額・率	-

事業名	住宅の長寿命化(「200年住宅」)促進税制
対象者・要件	-
補助率、融資額・率	登録免許税：税率を一般住宅特例より引下げ 不動産取得税：課税標準からの控除額を一般住宅特例より拡大1,300万円控除 固定資産税：新築住宅に係る減額特例の適用期間を一般住宅より長期間設定。 戸建て：5年間1/2・マンション：7年間1/2

事業名	住宅に係る省エネ改修促進税制
対象者・要件	【所得税】居室の全ての窓の改修工事、床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事で、改修部位がいずれも現行の省エネ基準以上の省エネ性能となり、かつ改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階相当以上上がると認められる工事内容であって、その工事費用が30万円を超えるもの。 【固定資産税】窓の改修工事、床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事で、改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。
補助率、融資額・率	【所得税】平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に、居住者が自己の居住の用に供する家屋について省エネ改修工事を含む増改築工事を行った場合、その住宅ローン残高(上限1,000万円)の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除する(現行の住宅ローン減税(増改築等)との選択制)。 【固定資産税】平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成20年1月1日に存する住宅(賃貸住宅を除く)について30万円以上の省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額(120㎡分までを限度)を1/3減額

5.6 文部科学省

事業名	エコスクールパイロット・モデル事業
対象者・要件	公立の小・中学校、中等教育学校、特殊教育諸学校、高等学校及び幼稚園
補助率、融資額・率	調査研究費：全額負担、建物等の整備費：新增築1/2・大規模改造1/3、太陽光発電等の導入費：1/2

5.7 (財)新エネルギー財団

事業名	ハイドロバレー計画開発促進調査
対象者・要件	地方公共団体が実施する自家消費を基本とした水力発電所の開発計画
補助率、融資額・率	-

事業名	定置用燃料電池大規模実証事業
対象者・要件	<p>募集期間にシステムを設置しようとする者であって、次の要件を満たしている者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 助成対象システムに燃料を供給するエネルギー供給事業者であること。 2) 助成事業実施期間に同一メーカーからシステムを5台以上、原則合計10台以上設置でき、一般家庭等での運転データ等の実測データを1年間取得できること。 <p>助成の対象となるシステムは、次の要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 住宅等への設置に適したシステムで定格出力が1kW級であるもの。 2) 未使用品であるもの。(中古品は対象外) 3) 助成事業実施期間中に次の(4)の要件に適合するシステムを30台以上申請者に提供できるメーカーのシステムであるもの。 4) 自己認証において、次の要件に適合するもの。ただし、燃料種が石油系燃料の場合は2%の効率低下を容認する。(a) 定格運転時の発電効率が30%以上(HHV)であること、(b) 定格運転時の総合効率が65%以上(HHV)であること、(c) 50%負荷運転時発電効率が27%以上(HHV)であること、(d) 50%負荷運転時総合効率が54%以上(HHV)であること、(e) システムの耐久性が2年以上であること。
補助率、融資額・率	燃料電池システム1台当たり220万円を上限とする。

5.8 (財)省エネルギーセンター

事業名	事業場等省エネルギー支援サービス導入事業(中堅・中小企業向けESCO事業補助金)
対象者・要件	<p>中堅企業：資本金が1億円以上10億円未満</p> <p>中小企業：資本金が1千万円以上1億円未満</p>
補助率、融資額・率	1/2以内。ただし、1件当たり補助金の上限は3,000万円

事業名	アイドリングストップ自動車購入補助金
対象者・要件	エンジンの作動の停止及び始動を簡便に行う機能を有した装置を搭載した自動車で、(財)省エネルギーセンターの指定を受けた車両です。
補助率、融資額・率	購入するアイドリングストップ自動車とそのベース車両の価格差との1/2以内補助車両本体価格・アイドリングストップ機能価格の値引きがある場合は、その値引率に応じて補助金の額は減額

5.9 (財)広域関東圏産業活性化センター(GIAC)

事業名	グリーン電力基金
対象者・要件	<p>普及目的用：地方公共団体(学校法人、NPO法人を含む)</p> <p>地域協働プロジェクト用：公益的団体(地方公共団体、学校法人等は除く)</p> <p>環境教育目的用：地方公共団体(学校法人、NPO法人を含む)</p> <p>風力発電、太陽光発電、水力発電、バイオマス燃料発電、バイオガス発電</p>
補助率、融資額・率	<p>20万円/kW。1,000万円を上限とする。</p> <p>対象設備の設置費用の85%。700万円(太陽光発電は500万円)を上限とする。</p> <p>対象設備の設置費用の85%。200万円を上限とする。</p>